

令和7年度 島田市立川根小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは、人間として絶対に許されないという認識を子どもに育むとともに、徹底させる。
- 他人の気持ちを共感的に捉え、お互いの人格を尊重し合う望ましい人間関係に根ざした集団づくりに取り組む。
- 他者の役に立っていると思えるような機会を設定することにより、自己有用感を高められるようにする。
- 子どもがいじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育む。
- 学校・保護者・地域が一体になり、子どもを支援し、守り抜く体制を整えるよう努める。

【保護者・地域との連携】

- 学校だより・ホームページ等を通して、教育活動や子どもの様子等を知らせる。
- 日頃から学習カード・連絡帳・電話等により、お互いの情報交換を円滑に行い、連携を図る。
- PTA総会・学校運営協議会等の会合において、いじめ防止の取組状況等を知らせる。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 生徒指導委員会を設置し、いじめ・不登校・問題行動に関する情報を蓄積し、子どもの理解や指導を行う。
- 生徒指導研修会やSSW研修会を実施し、問題を抱える児童の共通理解を図り、適切な指導を行う。
- 基本方針の取組について、PDCAサイクルや学校評価により見直し、実効性のある取組にしていく。

【関係機関等との連携】

- 各関係機関等の役割や機能を理解するとともに、日頃から積極的な情報交換を行う。
- 各関係機関等がそれぞれの専門性を活かしつつ、状況に応じて協力する体制を確立する。
- ◇スクールカウンセラー ◇SSWr ◇児童相談所
◇学校運営協議会委員 ◇民生委員◇警察署

いじめ対策委員会

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○養護教諭 ○担任
○PTA会長 ○SC ○SSWr

全教職員

【未然防止】

- 「社会性」「規範意識」「思いやりの心」等を育み、心の通う人間関係や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- 「学級活動」「児童会活動」「縦割り活動」において、人とよりよく関わる力を身につけさせると共に、自主的にいじめについて考える機会を設ける。
- 人間関係プログラムの実施を通して、「聴き方」「自己表現の仕方」「相手を意識した対応の仕方」について学び、コミュニケーション能力を高める。

【早期発見】

- 日常の学校生活において、積極的に児童に声をかけ、子どもの様子を観察し、実態把握に努める。
- 定期的にアンケートを実施（年3回）すると共に、内容に応じて子どもとの個別相談を実施し、小さなサインを見逃さないように努める。
- 学習カードや連絡帳による家庭連絡を通して、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- 保護者面談と定期的な教育相談を実施し、保護者からの情報を収集する。

【早期対応】

- いじめ対策委員会を招集し、問題対応のためのケース会議を開催する。
- 関係者や周囲から事実を確認し、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画等を決定する。
- いじめられた子どもに対して、『絶対に守る』という意味を伝え、「学校生活のプランの作成」「心のケア」「休み時間の見守り」等の支援を行う。
- いじめた子どもに対して、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。

【継続支援・重大事態への対応】

- 保護者と連携しながら子どもの経過観察を継続的に行い、必要に応じていじめ対策委員会を再招集し、追加支援策を検討する。
- いじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。
- 重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従い、調査を行う。そして、いじめられた子ども及び保護者に対しては、調査に係る重大事態の事実関係等、必要な情報を適切に提供する。